

公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム  
謝金等の支払いに関する基準

平成 22 年 04 月 01 日 制定

平成 22 年 10 月 01 日 改正

(目的)

第 1 条 この基準は、公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム（以下「この法人」という。）が主催する事業において、講演、講義、指導等を行う講師又は指導者等（以下「講師等」という。）に対する謝金その他の費用の支払いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(講師等の謝金)

第 2 条 講師等に対する謝金は、次に掲げる基準により算出した額を支給する。

No	区 分	基準額（1 時間につき）
1	大学教授、弁護士、医師、公認会計士、著名民間専門研究者、民間企業経営者相当者	10,000 円以内
2	大学准教授、民間専門研究者	8,500 円以内
3	大学講師、税理士、民間企業部長級、民間技術者、国及び地方公共団体部長級	7,000 円以内
4	大学助教、助手	5,500 円以内
5	民間企業課長級、国及び地方公共団体課長級	5,500 円以内
6	国及び地方公共団体係長級	3,500 円以内
7	上記以外の者及び上記の区分により難しい場合	代表理事（会長）がその都度定める額

2 学生アシスタント又はボランティアに対しては交通費相当額を支払うものとし、1 回につき 2,000 円以内を基準とする。なお、昼休憩時間をはさむ場合は、別途昼食代（1,000 円以内）を支給する。

(謝金の支払方法)

第 3 条 謝金の支払いに当たっては、講師等の所得税分を源泉徴収した上で、その残額を支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、講師等が法人として謝金を受領する場合は、源泉徴収は行わない。

(講師等の旅費)

第 4 条 講師等の旅費は、原則として、最も合理的な順路によって要する交通費の実費を支給する。

2 講師の宿泊費については、代表理事（会長）が必要と判断した場合に、実費を支給することができる。

3 講師等がやむをえない事情によりタクシーを利用した場合は、代表理事（会長）の承認を得て、タクシー利用料金の実費を加算する。

（改廃）

第 5 条 この基準の改廃は、理事会において決定し、代表理事（会長）の承認を得る。

（補則）

第 6 条 この基準の実施に関し必要な事項は、代表理事（会長）が別に定める。

附則

この基準は、一般社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアムの設立の登記の日（平成22年4月1日）から施行する。

附則

この基準は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。